**１　児童発達支援の報酬区分（未就学児支援区分）の見直しについて**

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を対象とする事業

　所を除く）の基本報酬は、**前年度（平成31年４月１日～令和２年３月31日）**の延べ利用

人数に占める、小学校就学前の児童（未就学児）の割合により当該年度の報酬区分を判定

することとなっています。

　　判定の結果、現在届け出ている報酬区分から変更となる場合は、届出が必要です。

　※新設の事業所等で、前年度の実績が１年未満の事業所は、表２の取扱いとなります。

　表1　児童発達支援の報酬区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区分１ | 未就学児の延べ利用人数を、全障がい児（児童発達支援を利用する児童）の延べ利用人数で除して得た数が**70％以上** |
| 区分２ | 未就学児の延べ利用人数を、全障がい児（児童発達支援を利用する児童）の延べ利用人数で除して得た数が**70％未満** |
| 非該当 | 児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所 |

※児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、高校を中退した障がい児など、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

**◆判定方法**

平成31年4月～令和２年３月における、未就学児の延べ利用人数・・・Ａ

平成31年4月～令和２年３月における、児童発達支援の延べ利用人数・・Ｂ

　　　　　　Ａ／Ｂ×100　≧　70％（未就学児が70％以上）　⇒区分１

Ａ／Ｂ×100　＜　70％（未就学児が70％未満）　⇒区分２

**≪提出書類≫**

　児童発達支援の報酬区分が変更となる場合は、以下の書類を提出してください。

**・令和２年度報酬区分の変更にかかる連絡票**

**・未就学児等支援区分に関する届出書**

**・障害児（通所・入所）給付費算定にかかる届出書兼体制等状況一覧表**

表2　新設の事業所等で、前年度の実績が１年未満の事業所の取扱い

|  |  |
| --- | --- |
| 新設から3月未満 | 指定申請時の体制等状況一覧表で届け出た報酬区分で算定 |
| 新設から3月以上1年未満 | 新設から3月における、未就学児の延べ利用人数を、全障がい児の延べ利用人数で除して得た数により算定  ⇒変更がある場合は、3月経過翌月15日までに届出 |
| 新設から1年以上経過 | 直近の1年間における、未就学児の延べ利用人数を、全障がい児の延べ利用人数で除して得た数により算定  ⇒変更がある場合は、1年間経過翌月15日までに届出 |

**２　放課後等デイサービスの報酬区分（障がい児状態等区分）の見直しについて**

　　放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を対象とする事業所を除く）の基本

報酬については、延べ利用人数に占める指標該当児の割合と授業終了後のサービス提供

時間による報酬区分が設けられました。

　　令和２年度の報酬区分については、**平成31年４月～令和２年２月（11か月間実績）※**

の延べ利用人数に占める指標該当児の割合により判定することとされました。

※新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業により、放課後等デイサービス

事業所の基本報酬区分の算定期間の取扱いが変更となりました。

詳しくは≪[府ホームページ](http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/judgment-lastyear-r2.html)≫をご確認ください。

　※新設の事業所等で、前年度の実績が１年未満の事業所は、表４の取扱いとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 指標該当児50%以上 | 指標該当児50％未満 |
| 授業終了後のサービス提供時間　3時間以上 | 区分１の１ | 区分２の１ |
| 授業終了後のサービス提供時間　3時間未満 | 区分１の２ | 区分２の２ |
| 休業日 | 区分１ | 区分２ |

**表３　放課後等デイサービスの報酬区分**

　※主として重症心身障がい児を対象とする事業所の報酬区分は「非該当」となります。

**＊指標該当児**：以下のいずれかに該当する障がい児

・食事、排せつ、入浴、移動のうち３以上の日常生活動作で全介助を必要とする障がい児

・指標（告示第269号別表第二）に掲げる各項目の点数の合計が**13点以上**と市町村が認めた障がい児

**＊サービス提供時間**：運営規程等に定める標準的なサービス提供時間

**◆判定方法**

　平成31年４月～令和２年２月の11か月間の指標該当児の延べ利用人数・・Ａ

　平成31年４月～令和２年２月の11か月間の放課後等デイサービスの延べ利用人数・・Ｂ

※令和元年度実績（平成31年４月から令和２年３月まで）を用いることにより「区分１」と

なる場合は、令和元年度実績でも算定可能です。

Ａ／Ｂ×100　≧　50％（指標該当児が50％以上）　⇒区分１

Ａ／Ｂ×100　＜　50％（指標該当児が50％未満）　⇒区分２

**≪提出書類≫**

　　放課後等デイサービスの報酬区分が変更となる場合は、以下の書類を提出してください。

**・令和２年度報酬区分の変更にかかる連絡票**

**・障害児状態等区分に関する届出書**

**・放課後等デイサービス利用児童一覧　※変更後、区分１になる場合のみ提出**

・**障害児（通所・入所）給付費算定にかかる届出書兼体制等状況一覧表**

表４　※新設の事業所等で、前年度の実績が１年未満の事業所の取扱い

|  |  |
| --- | --- |
| 新設から3月未満 | 指定申請時の体制等状況一覧表で届け出た報酬区分で算定 |
| 新設から3月以上1年未満 | 新設から3月における、指標該当児の延べ利用人数を、全障がい児（放課後等デイサービス利用児）の延べ利用人数で除して得た数により算定  ⇒変更がある場合は、3月経過翌月15日までに届出 |
| 新設から1年以上経過 | 直近の1年間における、指標該当児の延べ利用人数を、全障がい児（放課後等デイサービス利用児）の延べ利用人数で除して得た数により算定  ⇒変更がある場合は、1年経過翌月15日までに届出 |

**≪報酬区分に関する留意点≫**

※１　児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を対象とする事業所は、報酬区分の算定

及び届出の必要はありません。

※２　報酬区分は1年間適用され、年度中に報酬区分の見直しはありません。

（新設の事業所等、前年度の実績が１年未満の事業所を除く）

**※３　令和２年度の報酬区分の判定については、児童発達支援と放課後等デイサービスで、実績の対象**

**とする期間が異なりますので、ご注意ください。**

　　　・児童発達支援：平成31年４月～令和２年３月の1年間の実績

・放課後等デイサービス：平成31年４月～令和２年２月11か月の実績

（令和元年度実績（平成31年４月から令和２年３月まで）を用いることにより「区分１」と

なる場合は、令和元年度実績でも算定可能です。）

※４　多機能型事業所の場合は、各事業を利用する障がい児の数を合算するのでなく、報酬を算定して

いる各サービスの障がい児の延べ人数により算定します。

　　　特に児童発達支援で報酬区分２を算定している事業所は、放課後等デイサービスの利用児童を

誤って算入していないか、ご確認ください。

※５　放課後等デイサービスの報酬区分の判定における「サービス提供時間」は、個々の児童に対する

支援ではなく、運営規程等で定める標準的なサービス提供時間です。区分１の２、区分２の２を

算定している事業所は、報酬区分に誤りがないか、ご確認ください。

※６　**放課後等デイサービスで児童指導員加配加算（Ⅱ）を算定**するためには、報酬区分１の１又は

１の２を算定していることが要件となります。**報酬区分１に変更**となることにより、児童指導員

加配加算（Ⅱ）を新たに算定する場合に限って、**令和２年４月15日までに来庁**にて届け出れば

令和２年４月サービス提供分から算定できることとします。